

植物防疫法の一部を改正する法律案要綱

第一 病害虫防除所の職員に要する経費等を国が都道府県に対して交付する交付金の対象外とすること。

（第三十五条第一項関係）

第二 この法律は、平成十六年四月一日から施行すること。

（附則関係）